慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	編集後記
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.7 (2007. 3) ,p.666-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	平良木登規男教授退職記念号 = Essays commemorating the retirement of Professor Hiraragi Tokio presented by his colleagues and former students
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20070315-0666

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

編集後記

制定法に魂を盛り込むのは判例であり、訴訟で判決を予測するためには過去の最高裁判決を調べその先例価値を考察する必要がある。学説は、判例の変更や、判例のない分野において判例を創造する判例法のレベルにおける立法提案をすることができるにすぎない。判例のなかった明治時代には、外国法を導入したため、外国法に依拠した学説が、これが日本に導入された法律であると解明し、学説の主張が法律そのもの内容であるかのように主張されていた。その意味で、学説中心の法律学が幅を利かせていた。しかし、制定法を作るのは議会、判例法を作るのは最高裁判決であり、学説は制定法に対して立法論、判例法に対しては判例法を作るまたは変更する立法論を提案できるだけであり、判例と異なる学説の解釈論はこのような意味での判例法レベルでの立法論にすぎないのである。

教科書も、条文そして判例法による具体化を説明した上で、学説によりどのような判例法レベルでの立法論が提案されているのかを説明するというように、説明にも区別ないし順序がなければならない。学者養成機関であれば、後者の学説による判例法レベルでの立法論（解釈論の名で行われている）を中心として、比較法も視野にいれた勉強がされるべきである。しかし、実務家要請のための専門職大学院では、判例法を解明しその妥当範囲を明らかにしつつ、判例法としての妥当性また立法論を検討するということは重要度としては最後になる。では、学説はおまけに勉強しておけばよいのであろうか。少なくとも司法試験を考えたらそうではない。司法試験の答案には判例拘束力は及ばず、学説の判例法レベルでの立法提案を採用することが許される。また、事案分析能力も試されるが、判例法のない領域での法的思考能力も試すことができるのである。判決起案にも似た事案分析能力が要求されながら、その依拠する考えは学者の論文のように自由に書くことができ、その意味で中途半端であるが、それが司法試験である。

法科大学院制度の創設は、日本における法学教育にボディブローのようにじわじわと効いてきている。法科大学院教育の開始から３年が過ぎ、試行錯誤の授業も司法試験が実際に実施され、どのような教育を目指せばよいのかの指標もでき、それに向けた授業が行われるようになり、また、教科書や参考書にも法科大学院教育の影響は徐々に現れてきている。最後になったが、本号は平良木先生の退職記念号であり、設立から軌道に乗るまで委員長として尽力された平良木先生には、これからの慶應大学法科大学院の更なる発展を見守ってもらいたい。そして、これだけ多くの原稿が集まり、慶應義塾の法科大学院が研究機関としても安泰であることを、完成年度の最後に示せたことをわれわれは誇りにしたい。

（編集委員を代表して　　委員長　平野裕之）